

精神障害者の JR 割引を受けるための スタンプ及び印字の内容に関するご案内

令和 7 年 4 月 1 日から開始の、精神障害者の JR 運賃割引を受ける際に必要なスタンプ及び印字について、情報の不足がありましたので、令和 7 年 6 月 5 日以降、追記や新しいスタンプによる訂正手続きを行っております。

- ・新たに使用しているスタンプ及び印字
「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種」又は
「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第二種」

以前のスタンプを受けられた方や印字されている方で JR 割引を受けられる場合は、お手数ですが市町村窓口にて訂正手続きを受けていただきますようお願いいたします。

(参考) 以前のスタンプ及び印字での表記

「旅客鉄道株式会社__旅客運賃減額 第 1 種」又は

「旅客鉄道株式会社__旅客運賃減額 第 2 種」

(株式会社の後の「等」の記載がなし)

(連 絡 先)

富山県厚生部健康対策室健康課

TEL : 076-444-3223

富山県心の健康センター

TEL : 076-428-1511